

	対象行政	対象河川	現状と課題	基本的な目標に関する事項・推進に関する基本的な方針																									
上流域ブロック	篠山市 三田市 神戸市	武庫川	<p>河川下水道対策 河川対策（武庫川水系河川整備計画） (1)河道対策 ・武庫川の上流部は昭和36年6月洪水等を契機に河川改修事業を実施しており、三田市域の整備を終え、現在、篠山市域を整備中である。 ・支川については、地先ごとに過去の被害に応じた河川整備を行ってきた。 ・近年においても、平成8年8月の豪雨や平成16年台風23号等で主に水田地帯に浸水被害が生じている。今後も引き続き整備を進めていく必要がある。</p> <p>(2)洪水調節施設（武庫川水系河川整備計画） ・武庫川の洪水対策、北摂・北神地域の水道水源の確保を目的として、三田市の青野川、黒川合流点に多目的の青野ダムの建設を計画し、昭和63年に完成した。青野ダムは平成16年台風23号など既往洪水において、一定の洪水調節効果を発揮している。</p> <p>下水道対策 (1)神戸市下水道（神戸アクアプラン2015） ・「老朽化施設の増大」「災害への対応」の諸問題に対応すべく整備目標を立案し効率的な整備の実現が求められる。 (2)三田市下水道 ・市内全域の下水道整備は完了しており、今後適切な維持管理を行っていく必要がある。 (3)篠山市下水道 ・浸水被害が発生、懸念される箇所の整備を鋭意実施していく。</p> <p>流域対策（武庫川水系河川整備計画） ・これまで、開発に伴う防災調整池の設置、学校・公園等での貯留、森林の保全と公益的機能向上、その他の貯留・浸透の取り組みなど、様々な流出抑制対策が行われてきた。 ・市街化の進行に伴う流域の保水・貯水機能の低下、低平地への人口・資産の集積、多発する集中豪雨等により、洪水被害の危険性が増大している。 ・平成20年7月には都賀川において局地的な豪雨による急激な増水により、水難事故が発生し、平成21年5月には土木学会からも雨水を一時的に貯留する流域対策などの必要性が提言されている。 ・これまで進めてきた河川対策に加えて、雨水貯留施設など、貯留・浸透により雨水の流出を抑制する流域対策をより一層進める必要がある。</p> <p>減災対策（武庫川水系河川整備計画） ・近年、集中豪雨が多発する傾向にあることから、計画規模を上回る洪水や整備途中段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水が発生し、河川から洪水が溢れて沿川の住民や家屋等に被害が生じることが考えられる。 ・行政の対策には限界があり災害を完全になくすことはできないと認識し、災害による被害を最小限に抑える「減災」の考え方のもと、流域市、住民とともに日頃から十分に備えをしておくことが重要である。 ・洪水氾濫による被災の経験が無いなど、洪水に対する危険性が十分に認識されていないような地域では、洪水時に住民が適切に避難できるような環境を整えるため、平常時から住民が水害リスクを認識することが重要である。 ・超高齢社会の到来による災害時要援護者の増加などにより、地域コミュニティによる自助・共助といった地域の防災力について課題が生じている。これら近年の社会的状況の変化を踏まえ、地域の防災力の強化を図る必要がある。 ・人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避するため、河川対策や流域対策を着実に進めることとあわせて、流域市や地域と協力し、水害が発生した場合でも被害を小さくする減災対策について、より一層の充実が求められる。</p> <p>河川環境の整備と保全（武庫川水系河川整備計画） 動植物の生活環境の保全・再生 ・武庫川では河川環境の現況を把握するために、平成15年度に「ひょうごの川・自然環境調査」を実施し、これをもとに「健康診断図」を作成している。 ・河川勾配が小さく緩やかな流れが特徴の上流部では、緩流性の環境を好むタナゴ類やトゲナベバタムシ、オギ群落などの魚類や底生動物、水生植物が生息、生育しており、全県的にも極めて生物多様性の高い場所である。 ・河川整備に際しては、良好な動植物の生活環境の保全や、生物移動の連続性に努める必要がある。</p> <p>景観 ・武庫川の上流部は、篠山市、三田市の盆地を大きく湾曲しながら流れており、三田市の中心部を除き、田園や里山景観が武庫川に沿って展開している。 ・県では、平成19年3月に「景観の形成等に関する条例」を改正し、広域の地域を対象に景観形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地域景観形成等基本計画（地域景観マスタープラン）を策定できることとした。 ・丹波地域において、学識者や地元市、地元住民代表等で構成する「丹波地域協議会」での協議も踏まえて、平成20年度に丹波地域景観マスタープランを策定している。 ・今後とも、景観法に基づく景観計画や条例に基づく丹波地域景観マスタープラン等を踏まえ、各主体が連携して武庫川を軸とした景観形成に努めていく必要がある。</p> <p>河川利用 ・三田市市街地付近では、ジョギングやサイクリング等の利用がされている。 ・今後も、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保が必要である。</p> <p>水質 ・武庫川の上流域は良好な水質を保っている。 ・武庫川上流浄化センターでは、平成11年10月より全量高度処理を行っている。 ・河川景観や親水性、動植物の生活環境等の向上のために、さらなる水の「質」の改善に向け、流域全体で取り組んでいく必要がある。</p>	<p>〔目標〕 ・想定を超える事態においても、第一に人的被害の回避・軽減を図ること、第二にライフライン等守るべき機能を明確にして防御することにより、県民生活や社会経済活動への深刻なダメージを回避することを目指す。</p> <p>〔方針〕 河川下水道対策 河川対策（武庫川水系河川整備計画） (1)河道対策 ・河川は、下表に示すとおり、本支川毎に定められた戦後最大出水規模を整備目標流量として安全に流下させる。</p> <table border="1" data-bbox="1834 451 2611 720"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>市域</th> <th>整備目標流量 (m³/s)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>武庫川および真南条川</td> <td>篠山市</td> <td>110</td> <td>昭和36年6月27日洪水（戦後第2位）</td> </tr> <tr> <td>波豆川</td> <td>三田市</td> <td>65</td> <td rowspan="3">昭和36年6月27日洪水（戦後最大）</td> </tr> <tr> <td>山田川</td> <td>三田市</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>大池川</td> <td>三田市</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>相野川</td> <td>三田市</td> <td>45</td> <td rowspan="2">昭和36年6月27日洪水（戦後第2位）</td> </tr> <tr> <td>波賀野川</td> <td>篠山市</td> <td>25</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">整備区間流末地点の流量</p> <p>(2)洪水調節施設（武庫川水系河川整備計画） ・遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において280m³/sの洪水調節を行う。</p> <p>下水道対策 ・神戸市下水道は10年に1回程度発生する（10年確率）降雨に対して浸水が生じないことを目標に雨水幹線の整備を行う。 ・三田市下水道は、現時点で治水安全度1/6を確保しており、適切な維持管理に努める。 ・篠山市下水道は、目標治水安全度を1/6とした整備を行う。</p> <p>流域対策 ・流域内の学校、公園、ため池を利用した貯留施設等の設置を考慮して、流出抑制量を甲武橋基準点において30m³/sとする。（武庫川水系河川整備計画） ・また、付加的な流出抑制効果が期待できる様々な流出抑制対策についても流域市等と連携し、住民の理解と協力を得て取り組んでいく。（武庫川水系河川整備計画）</p> <p>減災対策 ・超過洪水が発生した場合でも人的被害の回避・軽減および県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。（武庫川水系河川整備計画） ・流域市と協力し住民に直接働きかけて、水害時の被害を小さくする減災対策を、次の4項目を柱として推進する。（武庫川流域総合治水推進計画） ・水害リスクに対する認識の向上（知る） ・情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） ・的確な避難のための啓発（逃げる） ・水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える）</p> <p>環境の保全と創造への配慮（武庫川水系河川整備計画） 動植物の生活環境の保全・再生 ・河川整備に際しては、「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」を適用し、多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生に努める。 良好な景観の保全・創出 ・魅力ある地域の景観を保全・創出するために、河川景観と川沿いの景観を一体のものとして捉えるとともに、川が本来有する自然景観を基調として、上流域の田園景観など、周辺の地域景観と調和した武庫川らしい景観の保全と創出に努める。 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保 ・人と河川の豊かなふれあいについては、自然とのふれあいや環境学習の場の整備・保全に努める。また、水辺空間に関する多様なニーズを踏まえ、自然環境および治水計画との調和を図りつつ、適正な河川利用の確保に努める。</p> <p>水質の向上 ・水質については、下水道整備を進めるとともに、河川の景観、沿川住民の河川とのふれあい、動植物の生活環境などを考慮し、水生植物の保全・再生等による自然浄化機能の向上を図るなど、関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上に努める。</p>	河川名	市域	整備目標流量 (m ³ /s)	備考	武庫川および真南条川	篠山市	110	昭和36年6月27日洪水（戦後第2位）	波豆川	三田市	65	昭和36年6月27日洪水（戦後最大）	山田川	三田市	100	大池川	三田市	40	相野川	三田市	45	昭和36年6月27日洪水（戦後第2位）	波賀野川	篠山市	25
河川名	市域	整備目標流量 (m ³ /s)	備考																										
武庫川および真南条川	篠山市	110	昭和36年6月27日洪水（戦後第2位）																										
波豆川	三田市	65	昭和36年6月27日洪水（戦後最大）																										
山田川	三田市	100																											
大池川	三田市	40																											
相野川	三田市	45	昭和36年6月27日洪水（戦後第2位）																										
波賀野川	篠山市	25																											

凡例
黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
赤字：市計画
青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	河川下水道対策	流域対策										
上流域ブロック	篠山市 三田市 神戸市	武庫川	<p>河川対策 河川対策 (武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。 これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については橋梁管理者と協議、調整を行う。 以下、6区間における河道拡幅等を実施する。 <ul style="list-style-type: none"> 波豆川：中河原橋～護魔池(三田市)L=0.6km 山田川：山田滑谷ダム上流 1,050m～砥石橋上流 500m(三田市)L= 1.9km 大池川：JR 福知山橋梁～国道 176 号上流 50m(三田市)L= 0.1km 相野川：洞橋～2級河川上流端(三田市)L= 1.4km 武庫川(篠山市域): 岩鼻橋～山崎橋(篠山市)L= 1.9km 波賀野川：JR 福知山線橋梁～西角橋(篠山市)L= 0.4km <p>洪水調節施設 (武庫川水系河川整備計画)</p> <p>新規遊水池の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 <p>青野ダムの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設青野ダムにおいて予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも拡大して、洪水調節量の増大を図る。 <p>洪水調節施設の継続検討</p> <ul style="list-style-type: none"> 千叡ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続する。 <p>下水道対策</p> <ul style="list-style-type: none"> 市下水道では下記事業等による対策を検討している。 <p>(1)神戸市下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 神戸市では、市街化区域の拡大、変更等に併せて10年に1度程度発生する降雨に対して浸水が生じないことを目標に雨水幹線の整備を行う。なお、老朽化の進んだ雨水管については調査を行い、改築・更新対策を検討する。 <p>(2)三田市下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内全域の下水道整備は完了しており、今後適切な維持管理を行っていく必要がある。 <p>(3)篠山市下水道事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 浸水被害が発生、懸念される箇所の整備を鋭意実施していく。 	<p>防災調整池の設置指導 (武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 開発に伴う県管理河川への流出抑制対策として、県では1ha以上の開発行為を行うおとする者に対し、「調整池指導要領および技術基準」(兵庫県県土整備部)に基づき、昭和53年から防災調整池の設置を指導している。神戸市では、県の基準より対象を広げた基準(0.3ha以上～1ha未満の開発)を独自に設けて指導している。 (総合治水条例) 県では、雨水の流出量が増加する一定規模(1ha)以上の開発行為を行う開発者等に対し、基準に適合する「重要調整池」の設置と設置後の適正な管理を義務化。 なお、平成25年4月1日以降、重要調整池の設置・適正管理義務に違反したのものには、知事から命令を行い、従わないときは懲役又は罰金に処される。 <p>学校・公園、ため池等での雨水貯留の取り組み (武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県および市は、自らが管理する学校、公園等の公共施設およびため池等を利用した貯留施設の整備に努めるとともに、当該貯留施設の整備者と施設管理者が管理協定を締結する等により適正な管理に努め、将来に渡る維持管理に努める。 これらの施設は住民等が利用していることから、流域市等と連携して、雨水貯留の必要性や安全性の確保も含めた利用上の影響について、住民の理解と協力を得て流域対策を推進する。(武庫川水系河川整備計画) 地域住民(ため池施設の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高める。 これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持する。 <table border="1" data-bbox="1344 688 2033 831"> <thead> <tr> <th>市域</th> <th>目標貯留量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>篠山市域(武庫川流域)</td> <td>約5万m³</td> </tr> <tr> <td>三田市域(武庫川流域)</td> <td>約32万m³</td> </tr> <tr> <td>神戸市域(武庫川流域)</td> <td>約6万m³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>約43万m³</td> </tr> </tbody> </table> <p>水田への雨水貯留 (武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、雨水の河川への流出を抑制する治水機能をはじめ水田の持つ多面的機能の維持、向上を図られるよう、関係機関、農業者との連携のもと水田の保全に努める。 モデル事業で実施可能性を検討している水田貯留は、農業者が共同して集落単位で取り組みに参加することが効果的であるため、県は、集落毎に水田貯留について説明や農業被害に対する対応などについての意見交換等を踏まえ、課題解決に向けた取り組み等の検討を行い、理解と協力を得た上で水田貯留に取り組む。 地域住民(遊水機能を有する農地等の土地の所有者)は、河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能(遊水機能)の維持に努める。(総合治水条例) 地域住民(水田等、雨水貯留浸透機能を有する施設の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> 水田に堰板を設置すること等により、雨水貯留浸透機能を高める。 水田の雨水貯留浸透機能を維持する。 <p>その他の雨水貯留・浸透の取り組み (武庫川水系河川整備計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 三田市では下水道整備により不要となった浄化槽を雨水貯留タンクに活用する取り組みに補助制度を設け、雨水貯留施策の取り組みが広がるよう整備促進を働きかけている。(但し、本補助制度は平成24年度で終了となる。助成開始年度H14、助成基数53(H23末累計)) (武庫川流域総合治水推進計画) 県および市は、雨水貯留・浸透施設整備の多様な取組が地域全体で広がるよう、その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置等についても、取り組んでいく。 地域住民(住宅、店舗その他の小規模な建物等の所有者)は、以下の取り組みを行う。(総合治水条例) <ul style="list-style-type: none"> 雨水の簡易な貯水槽を設置すること等で雨水貯留浸透機能を備える。 これらの建物等の雨水貯留浸透機能を維持する。 <p>森林の保全等 (武庫川流域総合治水推進計画)</p> <ul style="list-style-type: none"> 県は、森林が持つ水源かん養機能、土砂流出防止機能など公益的機能を維持、向上させるため、関係機関、森林所有者、地域住民等と連携し、人工林の間伐などにより健全な森林を育成するための森づくりを進める。 県は、急傾斜地にある間伐対象人工林の表土侵食の防止対策や高齢人工林の一部を広葉樹林へ誘導することなどにより、水土保持機能の高い災害に強い森づくりを推進していく。 県は、保安林・林地開発許可制度の適切な運用により、無秩序な伐採・開発行為の規制等を通じて森林の適正な保全に努める。 県は、森林において豪雨時に発生する土砂崩壊や流木の流出による河川埋塞や橋梁部の閉塞による洪水被害を防止するため、引き続き砂防・治山事業等による流木・土砂災害防止対策を進めていく。 県は、H16台風災害を踏まえ、森林の防災機能の強化を進めるべく導入した「県民緑税」を活用し、「災害に強い森づくり」を推進する。圏内では神戸市、三田市、篠山市で実施されており、更なる展開を図る。 県は、「新ひょうごの森づくり(森林管理100%作戦、里山林の再生、森林ボランティア育成1万人作戦)」として、「森林整備への公的関与の充実」・「県民総参加の森づくりの推進」を基本方針に、保全のみではなく森の回復と再生を目指し、平成14年度から10ヵ年計画で「新ひょうごの森づくり」を進めた。現在では、平成24年度を初年度とする第2期計画(10ヵ年計画)を推進しており、引き続き森の回復と再生を目指す。 県は、「ひょうご・企業の森づくり制度(H20.4)」を活用した森林管理を行う。 地域住民(森林の所有者等)は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全機能を確保するため、森林の整備及び保全に努める。(総合治水条例) 	市域	目標貯留量	篠山市域(武庫川流域)	約5万m ³	三田市域(武庫川流域)	約32万m ³	神戸市域(武庫川流域)	約6万m ³	合計	約43万m ³
市域	目標貯留量													
篠山市域(武庫川流域)	約5万m ³													
三田市域(武庫川流域)	約32万m ³													
神戸市域(武庫川流域)	約6万m ³													
合計	約43万m ³													

凡例
黒字：兵庫県既計画(整備計画、推進計画)
赤字：市計画
青字：兵庫県計画(整備計画、推進計画以外)
紫字：県・市が今後共同で取り組む計画

(案)

	対象行政	対象河川	減災対策	
上流域ブロック 篠山市 三田市 神戸市	三田市 神戸市	武庫川	<p>水害リスクに対する認識の向上（知る） （武庫川流域総合治水推進計画） 水害リスクを知る機会の提供 ・県および市は、ハザードマップ等を活用しながら、わがまちを歩く体験型講座を開催するなど、住民が水害リスクを知る機会を数多く提供しよう努める。</p> <p>水害リスクを知るツールの整備 ・県および市は、外水による堤防の決壊や溢水を対象としたハザードマップに加えて、内水被害の考慮や、水害リスク評価に関する全国の事例を参考にして、住民が水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいハザードマップに改良、強化を図ることを検討する。また、作成、配布済みの洪水ハザードマップにおいても、適宜、土地利用等の変化等に応じて修正し、再配布することを検討する。 ・三田市では、内水被害を含む浸水実績を記載する方法でハザードマップを作成、配布済みである。 ・県は CG ハザードマップで整備してきた映像等を今後も継続して公開していくが、市はこれらの映像等の活用方法について検討する。また、県は内容について適宜見直し、より住民理解を高める他の方法を検討する。 ・県は市における地域防災計画の見直しやハザードマップの作成が円滑に行われるよう、財政的・技術的な支援を行う。（基本方針治水資料） ・地域住民は、県及び市が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握しよう努め、その周知に協力する。（総合治水条例）</p> <p>防災の担い手となる人材の育成 ・県および市は、行政、住民、NPO 等、様々な主体の防災の担い手を育成するため、防災研修を実施する。 ・県および市は、住民が災害時に取るべき行動を身につけ、かつ、平常時から災害に備えることができるよう、ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座を実施し、人材の育成に努める。特に、武庫川に関心が高い人材を発掘し、減災に関する地域活動に主体的に関わることができる防災の担い手の育成を図る。 ・行政の担当職員も水害リスクを十分認識し、より専門的な知識を身につけるよう研修の充実に努める。 ・三田市では、平成 24 年度に「さんだ減災フォーラム」として講演を行い、個人レベルでの防災意識の向上を目指すため防災教育を行うとともに、企業や事業所など企業市民としての防災意識の向上や地域貢献、学校教職員の防災教育の重要性の認識向上などの意識付けを行う。今後とも継続的に実施し、防災意識の向上を図る。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であると認識する。 ・自ら浸水による被害及び、これに対する適切な対策について学習しよう努める。</p> <p>情報提供体制の充実と水防体制の強化（守る） （武庫川流域総合治水推進計画） 避難情報の伝達 ・県は市および住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 ・市は住民に避難勧告等に関する情報を迅速に提供するため、同報無線、移動無線の充実に図る。 ・県では有馬川、山田川等、河川内に親水施設を有し、急激に水位上昇が見込まれる河川に大雨洪水注意報、警報の発表と連動して作動する回転灯を設置し、河川利用者への注意喚起を図っている（総合治水対策の取組事例）。今後、水位上昇傾向や河川利用状況等を鑑み、必要に応じて回転灯の設置や更なる防災情報の提供体制の充実に努める。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握しよう努める。 ・他の地域住民に、把握した情報を提供しよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保しよう努める。</p> <p>河川情報の伝達 ・県は、洪水時の水位予測等を市へ配信し、水防活動や避難勧告等の発令の支援を図る。 ・県では、武庫川洪水時に水位局での 3 時間後の水位を予測し、これを市町や消防・警察へ配信することでの確かな避難勧告等の発令や水防活動を支援（フェニックス防災システム）している。今後、継続して信頼性を高めていく必要のあるシステムであるため、実績洪水等を踏まえ、システムの精度向上に取り組む。（総合治水対策の取組事例） ・県は、地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信について、国と調整して効率的な導入を推進する。</p> <p>水防体制の強化 ・県・市や防災関係機関で構成する「水防連絡会」を、県は毎年増水期前に実施するなど、連絡体制・重要水防箇所等の確認、土砂、土のう袋等の水防資機材の備蓄状況等（基本方針治水に関する資料）水防に関する相互の情報共有や連携強化に努めている。今後も継続して実施し連携強化に努める。 ・県は、大規模洪水時における職員の危機管理能力および地域防災力の向上を図ることを目的に実践的な演習を行い、市は、県、防災関係機関と連携して防災訓練を実施し、防災体制の強化に務める。 ・三田市・神戸市（北区）では、地域防災訓練時に消費期限前の防災備蓄物資の提供を行うなど、自助に関わる活動に対して積極的に支援を行っており、今後も地域の防災訓練時には防災物資の無償提供などの支援を行っていく。 ・地域住民は、市が県や防災関係機関等と連携して実施する防災訓練に参加しよう努める。（総合治水条例）</p>	<p>的確な避難のための啓発（逃げる） （武庫川流域総合治水推進計画） 自助の取組の推進 ・県および市は、作成したハザードマップ等のより一層の利活用を図り、住民が被害に合わないために必要な知識の啓発に努める。なお、避難中の被災を避けるため、上層階へ避難することなども選択肢として提示する。 ・神戸市では流域圏内である道場地区において、地域の危険箇所等の課題や資源情報を共有するための「コミュニティ安全マップ」を作成している。 ・三田市（3 地区）、篠山市（流域圏内 17 地区のうち 9 地区で作成済み、残る 8 地区においても平成 24 年度中での完成を予定（篠山市提供資料））において、手作りハザードマップを作成している（総合治水対策の取組事例）。今後は、他地域へ拡大するとともに作成したマップを避難訓練等に使用するなどの活用方策についても検討していく。 ・三田市では、住民が作成した「地域防災マップ（手作りハザードマップ）」を基に「地域防災マニュアル」の作成を行った。今後、自治体は「地域防災マップ」および「地域防災マニュアル」を基に、地域の防災上の課題を検討し、防災設備や資機材の点検等を行うものとする。現在までにモデル 3 地域が作成済みであるが、5 カ年計画でモデル地域を拡大し、最終的には 15 地域まで拡大実施する予定である。 ・篠山市では、地区別の防災マップ（手作りハザードマップ）作成後、出来上がった防災マップを一枚の防災マップにまとめる作業を行い、全ての情報が載ったマップを自治会の世帯数に相当する枚数を提供する。住民は、この出来上がったまとめマップを基に、お互いに調整しながら避難支援者を決定し地図に書き込む。さらに、自治体はこのまとめマップを基に、地域の防災上の課題を検討し、防災設備や資機材の点検を行うものとする。（篠山市提供資料） ・なお、篠山市は防災マップ策定にあたり、コミュニティ助成事業として（財）自治総合センターの助成を受けることで財政的な問題を解決し、早期の防災マップ策定を図っている。（篠山市提供資料） ・県は、携帯電話のメール機能、ホームページ機能を利用して、住民に直接、気象情報や避難情報等を届ける「ひょうご防災ネット」への加入など、各種防災情報の入手方法の啓発に努める。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・県及び市が提供する被害及び避難に関する情報を把握しよう努める。 ・他の地域住民に、把握した情報を提供しよう努める。 ・また、自ら及びそれぞれの安全を確保しよう努める。</p> <p>共助の取組の推進 ・市は、作成したハザードマップ等を活用し、水害発生時に災害時要援護者が円滑に避難できるよう、地区内で住民同士が助けあう取組の推進に努める。 ・三田市は、学校法人関西学院大学と締結した「包括連携協力協定」に基づき、平成 21 年度より 3 カ年計画で「防災のまちづくり」についての調査、研究を行っており、地域住民の自助意識の啓発に努めている。今後も協定を継続し、「防災のまちづくり」についての調査、研究を進める。 ・地域住民は、以下の取り組みを行う。（総合治水条例） ・地域住民同士が相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行うよう努める。 ・その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努める。</p> <p>公助の取組の推進 ・県は住民の避難判断の助けとなるような防災情報の提供体制の充実に努める。 ・市は隣接市間で避難情報を共有するとともに、水害時に隣接市の避難所を相互活用することについて検討を進める。 ・市は避難経路等を屋外に表示し、住民や外来者に周知することについても、その有効性や実現可能性を見極めた上で具体化を検討する。 ・神戸市では、小・中学校等の避難所のほかに、一部地域において緊急待避所を設置し避難体制の強化に努めている。</p> <p>水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え（備える） （武庫川流域総合治水推進計画） 水害に備えるまちづくりへの誘導 ・水害リスクの高い地域において、減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導を図るなど、水害に備えたまちづくりの実現に向け、県・市の関係部局で検討する。 重要施設の浸水対策 ・県および市は、浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図るため、小学校、中学校など避難所や病院など公共施設等において、電気設備等を浸水想定水位より上に設置したり、地下室を浸水が生じない構造にしたりするなど、重要施設の浸水対策について検討する。 水害に対する保険制度の加入促進 ・県および市は、水害からの早期復旧を図るため「フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）」等の保険制度への加入促進に努める。 ・地域住民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、県が実施する共済制度等への加入や損害保険契約等の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えよう努める。（総合治水条例）</p> <div data-bbox="1754 1688 2217 1850" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>凡例 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画） 赤字：市計画 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外） 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画</p> </div>

(案)

	対象行政	対象河川	環境の保全と創造への配慮																									
上流域ブロック	篠山市 三田市 神戸市	武庫川	<p>動植物の生活環境の保全・再生（武庫川水系河川整備計画） 河川環境の保全と創造への配慮 ・河川整備に当っては、環境影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じて豊かな自然環境の保全・再生を図るために、河川整備実施箇所における環境2原則への影響を評価し、保全・再生目標を設定の上対策を実施する。</p> <table border="1" data-bbox="379 302 1584 541"> <tr> <td rowspan="2">武庫川上流部の目標</td> <td>対策1</td> <td>みお筋の再生</td> <td>ナガエミクリ等が生育する水際の低層湿原やタナゴ類の生息場所となる緩やかな流れを蛇行部を確保することで再生する</td> </tr> <tr> <td>対策2</td> <td>瀬・淵の再生</td> <td>河道が直線的で河床勾配が一定な区間に木杭や根固工等により淵を再生するとともに淵の下流に瀬を再生する</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">タナゴ類の生息環境の再生</td> <td>対策3</td> <td>ワンド・たまりの再生</td> <td>河床や横断方向に変化をつけ冠水頻度に変化をもたせるとともに、ワンド・たまりを再生し、洪水時における稚魚等の避難場所を確保する。</td> </tr> <tr> <td>対策4</td> <td>オギ群集の再生</td> <td>オギ群集の早期再生のため、現地発生した表土を仮置きし、再利用する。</td> </tr> <tr> <td>対策5</td> <td>代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出</td> <td>工事後も順応的管理に努めるが、結果として現状の環境を維持できない場合は、代償措置として区間外で瀬・淵やワンド等を創出する。</td> </tr> </table> <p>・「武庫川水系に生息・生育する生物およびその生活環境の持続に関する2つの原則」に則った事業の実施に向けて、留意事項等をまとめた手引きを作成するとともに、パンフレットを作成して関係機関や地域住民、事業者などに「2つの原則」を普及させる。 天然アユが遡上する川づくり ・アユを武庫川のシンボル・フィッシュとし、適切な役割分担のもとより望ましい川づくりに努めるとともに、生態系の保全・再生活動の円滑にするために行政手続きの迅速化や技術面でのサポート等を行う。 ・平成21年度から実施しているアユの分布、産卵場、仔アユの降下等の生息実態調査結果を踏まえ、関係者の役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場および稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、必要に応じてアユの生息実態の追加調査を行う。</p> <p>良好な景観の保全・創出（武庫川水系河川整備計画） ・武庫川らしい景観を保全・創出するため、地域固有の景観資源の保全、歴史・文化等の地域特性への配慮等、地域一体で努める。 ・河川も重要要素であるため、治水との整合を図りつつ「兵庫県公共施設景観指針」に基づいて整備に努める。</p> <p>河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保（武庫川水系河川整備計画） ・武庫川は、地域住民の身近な憩いの空間であり、今後も自然環境および治水計画との調和に留意し、多様な要請に応えられるよう努める。 ・関係機関と連携して河川利用の利便性を確保するとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努め、地域の環境学習を支援する。 ・河川水面にあたっては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。</p> <p>水質の向上（武庫川水系河川整備計画） ・武庫川水系の下水道等生活排水対策施設の整備は概成しており、今後は下水処理施設の高度処理化などにより放流水のさらなる水質改善に努めていく。 ・県では、阪神北部・北摂の3市（三田市、神戸市北東部、西宮市北部）の下水道整備を効率的に行い、都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質保全に資するため、武庫川上流流域下水道事業を行っている。（兵庫県HP）</p> <table border="1" data-bbox="1656 302 2754 436"> <tr> <td>処理面積</td> <td>神戸市：3,002.0ha、西宮市：949.4ha、三田市：3,044.1ha 計：6,995.5ha</td> </tr> <tr> <td>下水管渠</td> <td>三田幹線他 2 L= 16,310.0 m</td> </tr> <tr> <td>処理場</td> <td>名称：武庫川上流浄化センター、位置：神戸市北區道場町生野、計画処理人口：264,800人 処理能力：195,000m³/日、処理方法：高度処理（凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過）</td> </tr> <tr> <td>完成の時期</td> <td>昭和60年5月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次</td> </tr> </table> <p>・定期的な水質調査や底質調査を関係機関と連携して継続して実施し、水質状況を的確に把握する。 ・油等の河川への流出事故については、「武庫川水質連絡会議」等と連携して、情報の迅速な伝達と共有化を図る。 ・わかりやすい水質指標による調査の実施を、関係機関と連携して検討する。 ・河積に余裕がある箇所では、オギやヨシ等の水生植物の再生を地域住民とともに進め、自然浄化機能の向上に努める。</p> <p>生物多様性への配慮（生物多様性配慮指針） 以下の5点について配慮する。 (1) 広域的視点から地域単位で生物多様性に配慮する (2) 個別事業における行為が生物多様性に及ぼす影響に配慮する (3) 事業の目的や内容そのものが生物多様性への配慮となる事業を進める (4) 運営・維持管理の中で生物多様性に適した環境へと好転するよう配慮する (5) 参画と協働により生物多様性に配慮した取り組みを進める</p> <p>具体的下記5項目の視点で対策を講じる。 生態系の多様性への配慮 ・生き物の生息・生育空間となる多様な自然とそのつながりの保全・創出 種の多様性への配慮 ・野生生物の保護・保全 ・野生生物の生息・生育環境の保全・創出 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 遺伝子の多様性への配慮 ・遺伝子攪乱要因の排除・抑制 ・野生生物の移動を阻害する要素の排除・抑制 外来生物への対策 ・侵略的外来生物の排除・抑制 野生動物対策 ・野生動物の排除・抑制</p>	武庫川上流部の目標	対策1	みお筋の再生	ナガエミクリ等が生育する水際の低層湿原やタナゴ類の生息場所となる緩やかな流れを蛇行部を確保することで再生する	対策2	瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間に木杭や根固工等により淵を再生するとともに淵の下流に瀬を再生する	タナゴ類の生息環境の再生	対策3	ワンド・たまりの再生	河床や横断方向に変化をつけ冠水頻度に変化をもたせるとともに、ワンド・たまりを再生し、洪水時における稚魚等の避難場所を確保する。	対策4	オギ群集の再生	オギ群集の早期再生のため、現地発生した表土を仮置きし、再利用する。	対策5	代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	工事後も順応的管理に努めるが、結果として現状の環境を維持できない場合は、代償措置として区間外で瀬・淵やワンド等を創出する。	処理面積	神戸市：3,002.0ha、西宮市：949.4ha、三田市：3,044.1ha 計：6,995.5ha	下水管渠	三田幹線他 2 L= 16,310.0 m	処理場	名称：武庫川上流浄化センター、位置：神戸市北區道場町生野、計画処理人口：264,800人 処理能力：195,000m ³ /日、処理方法：高度処理（凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過）	完成の時期	昭和60年5月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次
武庫川上流部の目標	対策1	みお筋の再生	ナガエミクリ等が生育する水際の低層湿原やタナゴ類の生息場所となる緩やかな流れを蛇行部を確保することで再生する																									
	対策2	瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間に木杭や根固工等により淵を再生するとともに淵の下流に瀬を再生する																									
タナゴ類の生息環境の再生	対策3	ワンド・たまりの再生	河床や横断方向に変化をつけ冠水頻度に変化をもたせるとともに、ワンド・たまりを再生し、洪水時における稚魚等の避難場所を確保する。																									
	対策4	オギ群集の再生	オギ群集の早期再生のため、現地発生した表土を仮置きし、再利用する。																									
	対策5	代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	工事後も順応的管理に努めるが、結果として現状の環境を維持できない場合は、代償措置として区間外で瀬・淵やワンド等を創出する。																									
処理面積	神戸市：3,002.0ha、西宮市：949.4ha、三田市：3,044.1ha 計：6,995.5ha																											
下水管渠	三田幹線他 2 L= 16,310.0 m																											
処理場	名称：武庫川上流浄化センター、位置：神戸市北區道場町生野、計画処理人口：264,800人 処理能力：195,000m ³ /日、処理方法：高度処理（凝集剤併用型循環式硝化脱窒法+砂ろ過）																											
完成の時期	昭和60年5月：一部供用開始、平成38年3月：全体計画目標年次																											

凡例
 黒字：兵庫県既計画（整備計画、推進計画）
 赤字：市計画
 青字：兵庫県計画（整備計画、推進計画以外）
 紫字：県・市が今後共同で取り組む計画